

厚生労働省発表
平成17年12月14日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 土屋喜久
主任障害者雇用専門官 白兼俊貴
課長補佐 長島由幸
障害者雇用専門官 浅賀英彦
電話 5253-1111(内)5784, 5853, 5857
3502-6775(直通)

民間企業の障害者の実雇用率は、1.49%

(平成17年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

～雇用支援策を活用しつつ、雇用率達成指導の一層の強化を図る～

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成17年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

一般の民間企業（56人以上規模の企業）においては、

- 雇用されている障害者の数（注）が、前年に比べて4.3%（約1万1千人）の増加となったこと
- 実雇用率が、前年に比べて0.03%ポイント上昇し、1.49%となったこと
- 法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて0.4%ポイント上昇し、42.1%となったこと

等、障害者雇用の着実な進展が見られるものの、一方で、

- 中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業においては、実雇用率が1.24%（前年比0.01%ポイント低下）と、企業規模別で最も低くなっていること
- 1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は1.65%（前年比0.05%ポイント上昇）と高水準にあるものの、法定雇用率達成企業の割合は33.3%と、企業規模別で最も低くなっていること

等、改善を要する点も多い状況となっている。

このため、厚生労働省としては、今回の集計結果を踏まえ、民間企業に対する法定雇

用率達成に向けた指導の一層の強化を図ることとし（下記「ポイント」及びⅡ参照）、年内に職業安定局長から各都道府県労働局長あて通達を発出するとともに、主要な使用者団体に対しても、障害者雇用の促進に向けた協力を求める要請を行うこととした。

《今般の集計結果を踏まえた対応の強化（ポイント）》

○ 次期報告（18年6月）に向けた、雇用率未達成企業に対する指導の強化等

- (1) 雇入れ計画作成命令を発出した企業に対する強力な指導
(現行の命令発出基準 = 実雇用率1.2%未満 かつ 不足数5人以上)
- (2) 1人不足企業の解消に向けた取組
- (3) 0人雇用企業における障害者雇用の促進
- (4) 中小企業の事業主団体との連携による障害者雇用の促進

○ 雇用率達成指導の強化（雇入れ計画作成命令の発出基準等の見直し）

～次期報告（18年6月）に基づく指導から適用

- (1) 中小規模の0人雇用企業に対する指導の強化
(法定雇用数が3～4人であるにもかかわらず0人雇用の企業に、計画作成命令を発出)
- (2) 不足数が多い企業に対する指導の強化
(実雇用率が1.2%以上であっても不足数10人以上の企業に、計画作成命令を発出)
- (3) 企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等
- (4) 雇入れ計画の適正実施の促進等

また、国及び地方公共団体の機関においては、都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している状況にあるが、法定雇用率未達成となっている機関も少なくないことから、引き続き法定雇用率達成に向けた指導を強力に行うこととし、上記の職業安定局長通達において、併せてその旨を各都道府県労働局長に対して指示することとした。

(注) 雇用されている障害者の数については、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

I 障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（56人以上規模の企業）におい

て雇用されている障害者の数は269,066人で、前年より4.3%（約1万1千人）増加した。このうち、身体障害者は229,061人であり、知的障害者は40,005人であった。

実雇用率は1.49%（前年は1.46%）、法定雇用率達成企業割合は42.1%（前年は41.7%）であった。

（総括表1(1)、詳細表1(1)・(4)）

○ 企業規模別状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、56～99人規模企業では1.46%、100～299人規模企業では1.24%、300～499人規模企業では1.46%、500～999人規模企業では1.48%、1,000人以上規模企業では1.65%であり、100～299人規模企業においては前年より低下した。

法定雇用率達成企業割合は、100～299人規模以外のすべての規模の企業で上昇した。（詳細表1(2)、2(1)・(2)）

○ 産業別状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、鉱業及び電気・ガス・熱供給・水道業では減少したものの、その他の業種では増加した。

一般の民間企業における平均実雇用率と比較すると、

* 医療・福祉(1.80%)、農、林、漁業(1.80%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.78%)、製造業(1.68%)、鉱業(1.68%)及び運輸業(1.66%)では、それぞれ上回ったが、

* 金融・保険・不動産業(1.44%)、サービス業(1.37%)、飲食店・宿泊業(1.37%)、建設業(1.36%)、複合サービス事業(1.28%)、教育・学習支援業(1.22%)、卸売・小売業(1.22%)及び情報通信業(1.12%)では、それぞれ下回った。

（詳細表1(3)、2(3)・(4)）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が1人である企業（1人不足企業）が、58.1%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の65.1%となっている。

（詳細表1(5)）

○ 特例子会社の状況

17年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、174社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者は、7,838人であった。このうち、身体障害者は5,629人、知的障害者は2,209人であった。

（詳細表1(7)）

(2) 特殊法人等

2.1%の法定雇用率が適用される特殊法人及び独立行政法人（48人以上規模の法人）において雇用されている障害者の数は6,775人で、前年より1.5%減少した。

実雇用率は、1.53%であった（前年は1.71%）。
（総括表 1 (2)、詳細表 1 (1)）

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は6,496人で、前年より0.6%減少した。実雇用率は、2.14%であった（前年は2.24%）。
（総括表 2 (1)、詳細表 3 (1)・(5)）

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は8,318人で、前年より0.4%増加した。実雇用率は、2.34%であった（前年は2.28%）。
（総括表 2 (2)、詳細表 3 (2)）

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は21,819人で、前年より0.2%減少した。実雇用率は、2.21%であった（前年は2.20%）。
（総括表 2 (3)、詳細表 3 (3)）

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は9,317人で、前年より4.0%増加した。実雇用率は、1.39%であった（前年は1.33%）。
（総括表 2 (4)、詳細表 3 (4)）

Ⅱ 今般の集計結果を踏まえた取組の強化について

1 次期報告(18年6月)に向けた、雇用率未達成企業に対する指導の強化等

(1) 雇入れ計画作成命令を発出した企業に対する強力な指導

今般の障害者雇用状況報告を踏まえ、障害者の雇用状況が一定の水準に達していない企業（実雇用率1.2%未満かつ不足数5人以上の企業）に対しては、管轄の公共職業安定所長から、法に基づき、障害者の雇入れ計画（平成18年1月を始期とする3年計画）の作成を命じたところであり（11月末までに494社に命令を発出）、当該計画の着実な実施について、引き続き強力に指導を行う。

(2) 1人不足企業の解消に向けた取組

法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人雇用すれば法定雇用率を達成する企業（1人不足企業）が過半数を占めていることを踏まえ、ハローワークにおいて、これらの1人不足企業を重点対象とし、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成制度等の雇用支援策を活用しつつ、障害者の職業紹介と雇用率達成指導を一体的に行い、1人不足企業における雇用率達成を促進する。

(3) 0人雇用企業における障害者雇用の促進

障害者雇用義務の対象企業でありながら障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の多くは、法定雇用障害者数が1人である小規模な企業であるが（すなわち、0人雇用かつ1人不足）、2人以上の雇用義務がありながら0人雇用である企業も少なくなく、かつ、増加傾向にある。

このため、このような中規模以上の0人雇用企業について、18年度以降の指導基準の見直し（下記2(1)参照）を前提としつつ重点的な指導を実施することとし、各種セミナーの活用等により企業トップの理解を促すとともに、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成制度等の雇用支援策を活用して、障害者雇用の具体的な取組を促進する。

(4) 中小企業の事業主団体との連携による障害者雇用の促進

中小企業における障害者の雇用状況が悪化している状況を踏まえ、その改善を図るため、上記(2)及び(3)の取組に加えて、中小企業の事業主団体と連携して、中小企業事業主の障害者雇用に関する理解を促すとともに、中小企業における障害者雇用の促進及び安定のための取組を促進する。

2 雇用率達成指導の強化（雇入れ計画作成命令の発出基準等の見直し）

～次期報告（18年6月）に基づく指導から適用

18年度以降の雇用率達成指導については、企業規模別の障害者の雇用状況等の現状を踏まえ、雇入れ計画作成命令の発出対象企業の拡大、企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等、指導基準の見直しを行い、指導の強化を図ることとする。

(1) 中小規模の0人雇用企業に対する指導の強化

中小企業における障害者の雇用状況が悪化している中で、特に、法定雇用障害者数が3～4人であるにもかかわらず0人雇用となっている企業が増加している状況を踏まえ、このような取組の著しく遅れている中小企業について、その計画的な取組を促進するため、新たに雇入れ計画作成命令の発出対象とすることとし、当該計画を基にした指導を行うこととする。

(2) 不足数が多い企業に対する指導の強化

大企業における障害者の雇用状況は全体として改善が進んでいるものの、実雇用率は相当の水準に達しつつも不足数が多いままとなっている企業が増えている状況を踏まえ、実雇用率が1.2%以上であっても不足数が10人以上となっている企業について、その不足数の計画的な解消を促進するため、新たに雇入れ計画作成命令の発出対象とすることとし、当該計画を基にした指導を行うこととする。

(3) 企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等

企業名の公表については、これまで公表の対象となった企業において、その後の障害者雇用の取組が十分でないケースがあることから、当該公表の後においても、引き続き、再公表を前提とした継続的な指導を強力に行うこととし、その雇用状況によって企業名の再公表を行うこととする。

また、企業名公表を前提とした特別指導の後、一定の水準に達したとして企業名公表を猶予した企業についても、その後の取組が十分でないケースがあることから、当該猶予の後においても、引き続き、企業名公表を前提とした指導を継続することとし、その雇用状況によって企業名の公表を行うこととする。

(4) 雇入れ計画の適正実施の促進等

上記のほか、雇入れ計画に係る適正実施勧告の発出基準等の改善を併せて行い、指導対象企業における当該計画に基づいた障害者雇用の着実な推進を促すこととする。

3 国及び地方公共団体に対する指導等

(1) 法定雇用率未達成の機関に対する厳正な指導の実施

国及び地方公共団体の機関においては、都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している状況にあるが、法定雇用率未達成となっている機関も少なくないことから、これらの未達成機関に対しては、厚生労働本省及び各都道府県労働局において、引き続き、雇用率達成に向けた指導を厳正に行うこととする。

(2) 国の機関における知的障害者採用に係る取組の推進

公務部門に在職している知的障害者はごくわずかとなっている状況にかんがみ、下記の取組等を通じて知的障害者採用に係るノウハウの蓄積を図りつつ、知的障害者の採用を推進していくこととする。

- ① 総務省人事・恩給局において、知的障害者の職場体験実習事業を実施（11月下旬から実施中）
- ② 厚生労働省職業安定局においても、上記事業と連携して、知的障害者の職場体験実習を受け入れ（18年1月から1ヶ月間）
- ③ 職業安定行政の第一線機関である東京労働局管内のハローワークにおいて、知的障害者を事務補助として採用（18年1月～）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

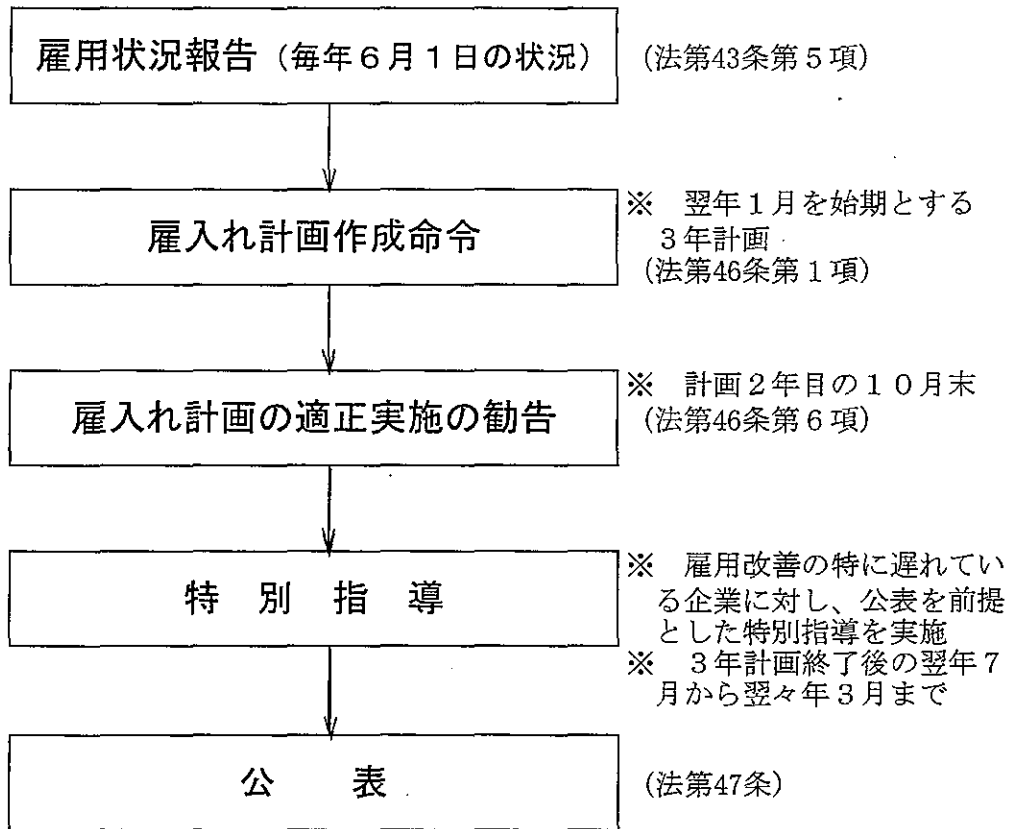
○ 民間企業	<table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">1. 8%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（56人以上規模の企業）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;"> 労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人 </div> </td> </tr> </table>	一般の民間企業	1. 8%	（56人以上規模の企業）			特殊法人等	2. 1%	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;"> 労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人 </div>		
一般の民間企業	1. 8%											
（56人以上規模の企業）													
特殊法人等	2. 1%											
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;"> 労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人 </div>													
○ 国、地方公共団体	<p>..... 2. 1%</p> <p>（48人以上規模の機関）</p> <p>ただし、都道府県等の教育委員会</p> <p>..... 2. 0%</p> <p>（50人以上規模の機関）</p>												

なお、重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

また、短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分としてカウントされる。

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、下記のように、雇用率達成指導を行っている。



不足数の多い企業については、当該企業の幹部に、厚生労働省本省が直接指導を実施

(参考)

1. 平成16年度の実績
 - ・ 計画作成命令 433社
 - ・ 計画の適正実施勧告 51社
 - ・ 特別指導 14社
2. 雇入れ計画を実施中の企業数
 - 1,113社 (16年度末現在)
3. 最近の企業名の公表実績
 - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社

平成17年6月1日現在における障害者の雇用状況（目次）

<総括表>

1	民間企業における雇用状況	
(1)	一般の民間企業	11
(2)	特殊法人等	11
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関	11
(2)	都道府県の機関	11
(3)	市町村の機関	12
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会	12

<詳細表>

1	民間企業における雇用状況	
(1)	概況	
①	概況	13
②	障害種別雇用状況	13
(2)	企業規模別の雇用状況	
①	概況	14
②	障害種別雇用状況	14
(3)	産業別の雇用状況	
①	概況	15
②	障害種別雇用状況	16
③	製造業における雇用状況（概況）	17
④	製造業における雇用状況（障害種別）	18
(4)	一般の民間企業における雇用状況の推移	19
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	21
(7)	特例子会社の状況	
①	概況	22
②	障害種別雇用状況	22

2	一般の民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
(1)	企業規模別実雇用率	23
(2)	企業規模別達成企業割合	24
(3)	産業別実雇用率	25
(4)	産業別達成企業割合	26
3	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関	
①	概況	27
②	障害種別在職状況	27
(2)	都道府県の機関	
①	概況	28
②	障害種別在職状況	28
(3)	市町村の機関	
①	概況	29
②	障害種別在職状況	29
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会	
①	概況	29
②	障害種別在職状況	29
(5)	国の各機関の状況	30

<総括表>

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
一般の民間企業	18,091,871人 (17,667,306人)	269,066人 (257,939人)	1.49% (1.46%)	27,577 / 65,449 (26,666 / 63,993)	42.1% (41.7%)

(2) 特殊法人等(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	442,785人 (402,691人)	6,775人 (6,876人)	1.53% (1.71%)	104 / 232 (106 / 225)	44.8% (47.1%)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,432人 (303,269人)	6,496人 (6,533人)	2.14% (2.15%)	37 / 43 (37 / 43)	86.0% (86.0%)
行政機関	276,352人 (276,040人)	5,891人 (5,919人)	2.13% (2.14%)	28 / 34 (28 / 34)	82.4% (82.4%)
立法機関	3,351人 (3,414人)	73人 (76人)	2.18% (2.23%)	5 / 5 (5 / 5)	100.0% (100.0%)
司法機関	23,729人 (23,815人)	532人 (538人)	2.24% (2.26%)	4 / 4 (4 / 4)	100.0% (100.0%)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	355,482人 (363,070人)	8,318人 (8,286人)	2.34% (2.28%)	136 / 156 (129 / 157)	87.2% (82.2%)
都道府県知事部局	296,240人 (306,784人)	6,997人 (7,017人)	2.36% (2.29%)	45 / 47 (39 / 47)	95.7% (83.0%)
その他の都道府県機関	59,242人 (56,286人)	1,321人 (1,269人)	2.23% (2.25%)	91 / 109 (90 / 110)	83.5% (81.8%)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	986,517人 (993,557人)	21,819人 (21,873人)	2.21% (2.20%)	2,902 / 3,771 (2,928 / 3,813)	77.0% (76.8%)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	670,333人 (673,511人)	9,317人 (8,956人)	1.39% (1.33%)	65 / 134 (66 / 134)	48.5% (49.3%)
都道府県 教育委員会	577,699人 (584,682人)	7,674人 (7,388人)	1.33% (1.26%)	1 / 47 (1 / 47)	2.1% (2.1%)
市町村 教育委員会	92,634人 (88,829人)	1,643人 (1,568人)	1.77% (1.77%)	64 / 87 (65 / 87)	73.6% (74.7%)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計であり、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 法定雇用率達成とは、①欄の労働者数(職員数)に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数が0になることをいう。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 6 ()内は、平成16年6月1日現在の数値である。

<詳細表>

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B			
一般の民間企業 [1.8%]	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
特殊法人等 [2.1%]	法人 232 (225)	人 442,785 (402,691)	人 1,538 (1,368)	人 3,699 (4,140)	人 6,775 (6,876)	% 1.53 (1.71)	法人 104 (106)	% 44.8 (47.1)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

4 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
一般の民間企業 [1.8%]	人 269,066 (257,939)	人 63,848 (61,387)	人 101,365 (98,967)	人 229,061 (221,741)	人 7,830 (7,152)	人 24,345 (21,894)	人 40,005 (36,198)
特殊法人等 [2.1%]	人 6,775 (6,876)	人 1,538 (1,366)	人 3,680 (4,130)	人 6,756 (6,862)	人 0 (2)	人 19 (10)	人 19 (14)

注1 ①欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

2 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の基礎となる労 働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
規模計	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
56~99人	企業 24,361 (24,009)	人 1,795,317 (1,766,099)	人 6,201 (6,178)	人 13,769 (13,406)	人 26,171 (25,762)	% 1.46 (1.46)	企業 10,835 (10,638)	% 44.5 (44.3)
100~299	29,323 (28,432)	4,426,269 (4,287,080)	13,006 (12,633)	29,000 (28,114)	55,012 (53,380)	1.24 (1.25)	12,447 (12,104)	42.4 (42.6)
300~499	5,449 (5,307)	1,888,166 (1,833,105)	7,169 (6,793)	13,180 (12,731)	27,518 (26,317)	1.46 (1.44)	2,138 (1,997)	39.2 (37.6)
500~999	3,705 (3,659)	2,339,966 (2,300,290)	9,261 (8,858)	16,047 (15,416)	34,569 (33,132)	1.48 (1.44)	1,288 (1,168)	34.8 (31.9)
1,000以上	2,611 (2,586)	7,642,153 (7,480,732)	36,041 (34,077)	53,714 (51,194)	125,796 (119,348)	1.65 (1.60)	869 (759)	33.3 (29.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 $A \times 2 + B$	A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 $A \times 2 + B$
規模計	269,066 (257,939)	63,848 (61,387)	101,365 (98,967)	229,061 (221,741)	7,830 (7,152)	24,345 (21,894)	40,005 (36,198)
56~99人	26,171 (25,762)	4,409 (4,377)	9,279 (9,201)	18,097 (17,955)	1,792 (1,801)	4,490 (4,205)	8,074 (7,807)
100~299	55,012 (53,380)	10,898 (10,623)	22,864 (22,443)	44,660 (43,689)	2,108 (2,010)	6,136 (5,671)	10,352 (9,691)
300~499	27,518 (26,317)	6,402 (6,133)	10,634 (10,390)	23,438 (22,656)	767 (660)	2,546 (2,341)	4,080 (3,661)
500~999	34,569 (33,132)	8,550 (8,210)	13,535 (13,122)	30,635 (29,542)	711 (648)	2,512 (2,294)	3,934 (3,590)
1,000以上	125,796 (119,348)	33,589 (32,044)	45,053 (43,811)	112,231 (107,899)	2,452 (2,033)	8,661 (7,383)	13,565 (11,449)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
	企業	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	65,449 (63,993)	18,091,871 (17,667,306)	71,678 (68,539)	125,710 (120,861)	269,066 (257,939)	1.49 (1.46)	27,577 (26,666)	42.1 (41.7)
農、林、漁業	139 (135)	17,418 (16,992)	68 (60)	178 (158)	314 (278)	1.80 (1.64)	84 (71)	60.4 (52.6)
鉱業	45 (47)	8,118 (8,268)	34 (32)	68 (74)	136 (138)	1.68 (1.67)	26 (25)	57.8 (53.2)
建設業	2,202 (2,252)	549,961 (563,504)	2,112 (2,027)	3,231 (3,222)	7,455 (7,276)	1.36 (1.29)	914 (916)	41.5 (40.7)
製造業	20,266 (20,117)	6,139,600 (6,078,155)	28,475 (27,768)	46,359 (45,445)	103,309 (100,981)	1.68 (1.66)	10,738 (10,626)	53.0 (52.8)
電気・ガス・熱 供給・水道業	202 (182)	188,988 (196,459)	890 (891)	1,584 (1,619)	3,364 (3,401)	1.78 (1.73)	83 (69)	41.1 (37.9)
情報通信業	2,934 (2,840)	1,006,940 (975,759)	3,331 (3,072)	4,616 (4,468)	11,278 (10,612)	1.12 (1.09)	539 (514)	18.4 (18.1)
運輸業	4,222 (4,118)	1,064,231 (1,051,337)	3,985 (3,727)	9,677 (9,275)	17,647 (16,729)	1.66 (1.59)	2,112 (1,977)	50.0 (48.0)
卸売・小売業	11,963 (11,826)	3,210,446 (3,150,835)	9,841 (9,514)	19,448 (18,659)	39,130 (37,687)	1.22 (1.20)	3,522 (3,449)	29.4 (29.2)
金融・保険・不 動産業	2,007 (2,004)	1,270,829 (1,283,999)	5,026 (4,913)	8,209 (8,106)	18,261 (17,932)	1.44 (1.40)	587 (606)	29.2 (30.2)
飲食店・宿泊業	1,814 (1,821)	440,802 (432,341)	1,441 (1,413)	3,153 (2,971)	6,035 (5,797)	1.37 (1.34)	669 (665)	36.9 (36.5)
医療・福祉	7,789 (7,199)	1,228,634 (1,136,262)	6,073 (5,714)	10,014 (8,966)	22,160 (20,394)	1.80 (1.79)	4,005 (3,608)	51.4 (50.1)
教育・学習支援業	1,271 (1,208)	285,006 (278,162)	992 (927)	1,500 (1,477)	3,484 (3,331)	1.22 (1.20)	485 (445)	38.2 (36.8)
複合サービス事業	988 (1,003)	303,977 (309,907)	963 (935)	1,961 (2,014)	3,887 (3,884)	1.28 (1.25)	357 (351)	36.1 (35.0)
サービス業	9,596 (9,241)	2,374,534 (2,185,326)	8,441 (7,546)	15,701 (14,407)	32,583 (29,499)	1.37 (1.35)	3,451 (3,344)	36.0 (36.2)

注 1 (1)①の表と同じ